

全会一致で 可決!

精神障害者に対する医療助成制度の改善を求める意見書

…「からだ」あつての「こころ」です…

3月定例会の最終日(22日)、特定非営利活動法人滋賀県精神障害者家族会連合会 理事長(川並正幸氏)から提出された精神障害者に対する医療助成制度の改善を求める請願が全会一致で採択されたことを受け、西澤議員は4人の議員の賛同を得て、同内容の意見書を提出。全会一致で可決しました。その意見書を紹介します。(一部割愛、小見出しは編集者)。

誰でもかかる病

近年、「こころ」の病気は特別な人がかかるものではなく、誰でもかかる可能性のある病気です。精神疾患の患者数は約420万人で、国民の重要5疾病中1位です。国民の30人に1人が精神障害の方で増加傾向にあります。疾患の程度や症状は様々で、当事者やその家族の個々の困りごとは人それぞれで違って、回復にとっても時間がかかります。

無年金・低収入

その中には「ひきこもり」など他人とのコミュニケーションに困難を抱えておられる方が多く、他の身体・知的障害者と比べ雇用数、就労定着率はとても低く、経済的自立は大変困難な状況です。家族会の全国組織が実施した先のアンケート調査結果によれば、平均月収は約6万円、無年金者は約20%という報告がされています。

精神障害は 通院のみ

障害者総合支援法では、身体・知的・精神の3障害を二元化

西澤議員の話

身体・知的・精神と種類の異なる障害に対する社会保障に差があることに疑問を感じます。精神障害者には精神科の通院のみの助成しかない、ということをはじめて知りました。障害のある・なしにかかわらず、だれもが等しく幸せに生きる権利を有しています。障害は個人の責任でもありません。社会に生きる一人として尊重されなければならないのです。今回、当事者団体の方々が勇気を出して請願していただいたことで、一步、理解が深まったと思います。

木村議員は討論で、「この意見書が可決することによって、社会の理解が深まり、家族さんが障害を隠さなくても生きられる一助になればと思います(要旨)」などと賛成の意見を述べました。請願趣旨の勉強会(3日)で当事者家族との質疑応答が活かされた成果だと思っています。

して、障害福祉サービスと共通した制度で提供を規定していません。しかし、医療助成については身体・知的障害者は診療科にかかわらず助成がされていますが、精神障害者は精神科通院のみであります。結果、医療費負担を気にして身体的ケアが遅れることも稀ではありません。「からだ」あつての「こころ」です。

精神科医院の 実態 明らかに

過日、NHKで報道されたETV特集ドキュメント「精神科病院×新型コロナウイルス」(2021.7.31)で精神科病院で身体病気が起こった時に、患者が受ける治療は精神に障害がない人が受けている治療よりも劣っている…との報道がされ、精神科病院における医療体制の実態が明らかにされています。

奈良県では すでに改善

奈良県ではすでに

令和5年3月22日

精神障害者保健福祉手帳の所持者へは医療費助成を行っています。滋賀県においても、滋賀県保険医療計画には精神障害の有無や程度にかかわらず、本人が望む地域で、望む暮らしを安心して送ることができるよう「充実する方向がうたわれており、助成制度の一層の拡充が求められています。」

内閣総理大臣様
厚生労働大臣様
衆議院議長様
参議院議長様
滋賀県知事様
犬上郡甲良町議会
議長 建部孝夫

以上のことから、政府(知事)におかれましては下記の事項を措置されるよう強く求めるものです。

記

精神障害者の入院医療費、および精神科以外の受診において



ご相談・ご要望をどうぞ。

☆くらし・税金・教育などの相談は 西澤伸明 38-4949

©日本共産党の見解を紹介します。メール shigakoura.jcp@ares.eonet.ne.jp ホームページもごらんください【「西澤伸明」で検索】

甲良民報

2023年4月2日 880号
発行責任：日本共産党甲良町議員
連絡：甲良町在土373(西澤)
Tel: 38-4949 Fax: 38-2242